

○総務省告示第三十四号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十七条の二の二第一項の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第二百七十八号（その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者を告示する件）の一部を次のように改正する。

令和五年二月二十二日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十七条の二の二第一項の規定に基づき、同条第二項第一号に掲げる電気通信信託業務を提供する電気通信事業者の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者を次のように告示する。</p> <p>【一・二 略】</p> <p>三 G M O インターネットグループ株式会社</p> <p>【四 略】</p>	<p>電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十七条の二の二第一項の規定に基づき、その電気通信事業者の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者を次のように告示する。</p> <p>【一・二 同上】</p> <p>三 G M O インターネット株式会社</p> <p>【四 同上】</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この告示は、公布の日から施行する。